

福井市剣道連盟規約

全部改正	昭和 55 年	4 月 1 日
一部改正	平成 2 年	4 月 22 日
一部改正	平成 12 年	4 月 22 日
一部改正	平成 20 年	4 月 27 日
一部改正	令和 2 年	5 月 28 日
一部改正	令和 6 年	6 月 9 日

第 1 章 総 則

第 1 条

本連盟は、福井市剣道連盟と称する。

第 2 条

本連盟の事務所を、福井市田原 1-1-23 「武蔵屋」におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条

本連盟は、剣道(居合道、杖道を含む。)の奨励発展と会員の健全なる心身の涵養をはかるとともに、会員相互の親睦融和をはかることを目的とする。

第 4 条

本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 剣道大会の開催
2. 剣道に関する研究、指導、調査
3. 全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)の規則に基づく級位の審査
4. 指導者の育成
5. 指導の派遣
6. 選手の強化と派遣
7. 少年剣道の育成
8. その他本連盟の目的達成に必要と認める事項

第 3 章 会 員

第 5 条

本連盟は、次の会員を以て組織する。

1. 個人会員 福井市及びその周辺町村に居住する剣道愛好者
2. 団体会員 福井市及びその周辺町村の一企業に所属する剣道愛好者 5 名以上の集団

第 6 条

本連盟に加入又は脱退せんとするときは、会長あてに届出て理事会の承認を得るものとする。

第 7 条

会員が、その義務に違反したとき、又は本連盟の名誉を傷つけその目的

に反する行為のあったときは、理事会にはかって除名することがある。

2 3年連続して会費を滞納したときは、理事会また常任理事会にはかって退会処分とすることがある。ただし、再入会は認める。

3 上記2の行為を2回行った場合は、上記7条の規定のとおりとする。

第4章 会員の権利義務

第8条

会員は、次の権利義務をもつものとする。

1. 本連盟主催の行事への参加
2. 剣道称号、段位審査の受審
3. 剣道の指導、奨励及び連盟の所管する行事への協力
4. 会費の納入、会費の額は別に定める。

第5章 役員及び職員

第9条

本連盟に次の役員をおく。

- | | | |
|------|------------|-----|
| 1. 会 | 長 | 1 名 |
| 2. 副 | 会 長 | 若干名 |
| 3. 理 | 事 長 | 1 名 |
| 4. 副 | 理 事 長 | 若干名 |
| 5. 理 | 事（常任理事を含む） | 若干名 |
| 6. 監 | 事 | 2 名 |

第10条

本連盟の役員の選出方法は、次の通りとする。

1. 会長は総会において推挙する。
2. 副会長は会長が委嘱する。
3. 理事は半数を会長が委嘱し半数を総会において選出する。
4. 理事長は理事の互選による。
5. 副理事長、常任理事は理事の中から理事長が指名する。
6. 監事は総会において選出する。

第11条

本連盟の役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表しこれを総理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代理する。
3. 理事は理事会を構成しその任にあたる。
4. 理事長は理事会を代表し副理事長、常任理事とともに事業の企画立案及び執行にあたる。
5. 監事は本連盟の事業の執行状況及び会計その他の会務を監査する。

第12条

役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第13条

本連盟の事務を処理するために事務局をおく。事務局に事務担当者をおくことができる。

第14条

前条の事務担当者には、手当等を支給することができる。

第15条

本連盟に名誉会長・顧問・相談役及び参与をおくことができる。

- 2 名誉会長・顧問及・相談役及び参与は、会長が総会に諮ってこれを委嘱する。
- 3 名誉会長・顧問・相談役及び参与は、重要会務について会長の諮問に応じて、総会、常任理事会又は理事会に出席し意見を述べることができる。

第6章 機 関

第16条

本連盟に次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任理事会
3. 理事会

第17条

総会は、毎年1回会長が招集する。

ただし、必要があるときは臨時に招集することができる。

第18条

総会は本連盟最高機関であり、次の事項を決議する。

1. 規約の変更
2. 予算及び決算
3. 事業計画
4. 役員の改選
5. その他重要と認められる事項

第19条

総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところに従う。
- 3 会員が事故のために総会に出席できないときは、委任状をもって出席とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるとき総会の議事についてすべての会員に書面を送付し、その賛否を問うことにより総会の開催に代えることができる。この場合の決議については、書面表決書の提出が会員の3分の2以上で、そのうちの過半数をもって議決する。

第20条

常任理事会は、理事長、及び常任理事をもって構成し、必要に応じ理事

長がこれを招集し、かつ議長となる。

第 2 1 条

常任理事会においては、次の事項を審議する。

1. 連盟の年間行事の企画立案
2. 連盟の年間行事の運営実施
3. その他の重要事項

ただし、監事及び事務担当者は、常任理事会に出席して意見を述べる
ことができる。

第 2 2 条

理事会は理事長が随時招集し、かつ議長となる。

- 2 第 1 9 条の規定は理事会に準用する。

ただし、監事及び事務担当者は理事会に出席して意見を述べるこ
とができる。

第 2 3 条

本連盟に、次の帳簿を備え付ける。

1. 会員名簿
2. 議事録
3. 総会議案書
4. 金銭出納簿
5. 証拠書類

第 2 4 条

本連盟の執行機関として、総務、指導及び大会運営の専門部をおく。

- 2 各専門部には、部長をおく。
- 3 専門部の運営、所管事項並びのその取扱に関しては別に定める。

第 7 章 規約の変更及び解散

第 2 5 条

この規約は、総会において会員出席の 3 分の 2 以上の議決を経なければ、
変更することができない。

第 2 6 条

本連盟は、総会において会員出席数の 4 分の 3 以上の議決を経なければ
解散することができない。

第 8 章 会 計

第 2 7 条

本連盟の経費は、会費、入会金、手数料、寄付金及びその他の収入をも
ってあてる。

第 2 8 条

本連盟の基本金は、総会の承認を得た会費の一部、その他の収入をもっ
てこれにあてる。

第 2 9 条

本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わ

る。

附 則

本規約は、昭和 5 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本規約は、平成 2 年 4 月 2 2 日より施行する。

附 則

本規約は、平成 1 2 年 4 月 2 2 日より施行する。

附 則

本規約は、平成 2 0 年 4 月 2 7 日より施行する。

附 則

本規約は、令和 2 年 5 月 2 8 日より施行する。

附 則

本規約は、令和 6 年 6 月 9 日より施行する。